

浦野家通信



1月

〒550-0013
大阪市西区新町1-2-9
日宝四ツ橋新町ビル
5F
TEL 06-6536-7560
浦野会計事務所
第29号
発行人：増田



新年、明けましておめでとうございます。
皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

旧年中は、多大なるご尽力をいただき誠にありがとうございました。

本年も、浦野会計事務所は、更なるサービスの向上に努めて参りますので、より一層のご支援、お引立てを賜りますようお願い申し上げます。
皆様のご健康とご多幸をお祈り、新年のご挨拶とさせていただきます。



2019年元日
浦野会計事務所 浦野 充敏



今月の税務予定

1月10日（木）
・ 12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

1月21日（月）
・ 納期の特例を受けている場合
7月～12月の源泉所得税の納付

1月31日（木）
・ 11月決算法人の確定申告と納税
・ 5月決算法人の中間申告と納税
・ 2月、5月、8月決算法人の消費税の
三か月ごとの中間申告
・ 12月分社会保険料納付
・ 償却資産（固定資産税）の申告



部屋の乾燥に気を付けて！！



冬は空気が乾燥しているので、口や鼻の呼吸器系粘膜が乾燥し、風邪などの感染に対する防御機能が低下してしまうため、風邪やインフルエンザなどのウイルスが体内に入りやすくなります。冬に風邪やインフルエンザが流行するのは、病原菌が増えているだけでなく、人間の防御機能が落ちているのも大きな原因です。また、空気の乾燥によって体から蒸散する水分量が増えるため、暖房をつけても体感温度は低くなります。加湿器を使い、部屋の湿度を50%くらいに保つのが一番いいのですが、無い方もいますよね。そういう時は分厚いバスタオルに水を含ませ、部屋に吊るすだけで湿度がアップします。あまり吊るしすぎるとにおいの原因になるのでほどほどに・・・健康で楽しい一年を過ごしましょう。



住宅ローン控除期間3年延長！？

平成31年度与党税制改正大綱において、来年10月に予定されている消費税率10%への引上げ後の住宅購入等を支援するため、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に入居した場合を対象に、住宅ローン減税の控除期間を3年間延長（建物購入価格の消費税2%分の範囲で減税）することとされました。

（今回の税制措置は、今後の国会で関連税制法案が成立することが前提となります。）

建物消費税率10%への引上げ後の住宅購入等を支援するため、住宅ローン減税が拡充されます。

○現行の住宅ローン減税について、控除期間を3年間延長（10年→13年）。

○適用年の11年目から13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額。

- ・住宅借入金等の年末残高（4,000万円※を限度）×1%
- ・建物購入価格（4,000万円※を限度）×2/3%（2%÷3年）

※長期優良住宅や低炭素住宅の場合：借入金年末残高の上限：5,000万円、建物購入価格の上限：5,000万円

○消費税率10%が適用される住宅の取得等をして、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に入居した場合が対象。

※入居11～13年目についても、所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%

（最高13.65万円）の範囲で個人住民税額から控除。

※入居1～10年目は現行制度通り税額控除。

その他にも消費税率10%への引上げ時には、

・すまい給付金の拡充：対象となる所得階層を拡充、給付額も最大50万円に引上げ（交付を受けた住宅について住宅ローン減税の適用を受ける場合、すまい給付金の額は住宅の取得対価から控除されます。）

・贈与税の非課税枠の拡充：非課税枠を最大1,200万円から最大3,000万円に引上げが行われることが既に決定されております。

めぞん一刻



今月の一冊

今月は一冊ではなく単行本全15巻です。初版は1980年で約40年前の作品ですが、2007年には再販もされ、知っている人もたくさんいるとは思いますが、紹介させていただきます。

ストーリーは一刻館という名の古いアパートの住人五代裕作と管理人としてやってきた若い未亡人の音無響子を中心としたラブストーリーなんですが、同じアパートの住人の瀬・四谷・朱美に常にちょっかいをかけられておりコメディな部分が多くとても笑えます。また、普段はちゃらんぼらんな住人ですが、困っているときは助け舟を出してあげたり人々との繋がり大切さを改めて実感させられる物語です。

読んだことのある方はその当手を思い出しながら、読んだことのない方は今とは違う時代背景を感じながら読んでみてはいかがでしょうか。



編集後記



今年2019年は忙しい1年となりそうですね。天皇陛下が退位し、新天皇陛下の即位により元号が平成から新たな元号に代わります。また、10月1日からは消費税率が8%から10%に引き上げられるなど、めまぐるしい変化が起きると思います。

日本が大きな変化を迎える中、僕にも小さな変化がありました。年明けですぐ実家をでて人生初めての一人暮らしをはじめました。1人暮らしをしてまだ日が浅いのですが、母親のありがたみに気づかされました。当たり前のように使っていたシャンプー、歯磨き粉、用意されていたきれいなバスタオル。起きたら温かい朝ごはん。

今はすべて自分で用意しないとありません。

当たり前と思っている日常一つ一つに感謝をしなければいけないと思いました。ちなみに僕の部屋は掛布団すらありません。。。



家族に普段は照れくさくて言えないかもしれないですけど、今年は感謝の言葉をたくさん伝えてみましょう！！

